

【本通知の概要】

- ・海外への渡航について、感染症危険レベルの引き下げが9カ国、引き上げが2カ国あったこと。なお、感染症危険レベル3の国に対しては、渡航を禁止すること。
- ・発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医又は「県発熱患者等受診相談センター」に連絡し、指示を受けるととも危機管理担当に報告すること。
- ・海外からの帰国者は、健康状態等を危機管理担当に報告すること。
- ・引き続き最新情報を入手するとともに、感染症拡大防止に努めること。
- ・集団感染を防ぐために、3つの条件（密閉空間、密集場所、密接場所）が重なることを徹底的に回避すること。

令和2年11月11日

学生・教職員 各位

学 長

【重要】新型コロナウイルス感染症の発生について（その16）

本件に関し、文部科学省から通知がありましたので、本学における取扱いを変更いたします（主たる変更箇所は下記のとおり。また、変更後の全文は、下記にあります。）。

なお、各人におかれましては、引き続き最新情報を入手するとともに、マスクの着用、手洗いの励行等に努めてください。

また、日常において、集団感染を防ぐために、3つの条件（換気が悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発話）が重なることを徹底的に回避してください。

記

（主たる変更箇所）

【海外への渡航（感染症危険レベル）】

3 レベル3（渡航は止めてください（渡航中止勧告））に引き上げ

（アジア）ミャンマー

（中東・アフリカ）ヨルダン

レベル2（不要不急の渡航は止めてください。）に引き下げ

（アジア）韓国、シンガポール、タイ、台湾、中国（香港、マカオ含む）、ブルネイ、ベトナム

（大洋州）オーストラリア、ニュージーランド

(変更後の取り扱い全文)

【全ての国及び地域からの入国者に対する検疫強化】

- 1 全ての国及び地域から（経由を含む。）日本に入国される際には、検疫法での隔離・停留が必要なほか、検疫所長が指定する場所（自宅等）において14日間の待機をすることになり、国内においては、公共交通機関は使用できません。

また、外務省が発出している「感染症危険情報」において、感染症危険レベル3（渡航は止めてください（渡航中止勧告））の地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否の対象となりますので、ご留意いただくとともに最新の情報収集に努めてください。

日本へ入国しようとする教職員・学生は、事前に最新の情報を確認するとともに、適切なスケジュールで行動するよう十分注意してください。

(厚生労働省・水際対策の抜本的強化についてHP)

※上記に関し、Q&Aが記載されています（11月5日付）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyou_00001.html

【海外への渡航（危険レベル）】

- 2 外務省が発出している「危険情報」において、以下の地域に危険レベル2（不要不急の渡航は止めてください）が発出されています。

- ・全世界

世界各地で、新型コロナウイルスの感染が拡大しており、それに伴う国境閉鎖や外出禁止令等の措置により旅行者等が行動制限を受けたり、航空便の突然の減便又は運航停止（各渡航先のみならず経由先の場合を含む）により影響を受ける事例が発生しています。

については、渡航先の国・地域において行動制限を受けたり、出国が困難となる事態を防ぐため、不要不急の渡航は止めてください。

【海外への渡航（感染症危険レベル）】

- 3 外務省が発出している「感染症危険情報」において、感染症危険レベル3とされている以下の地域への渡航を禁止します。

●感染症危険レベル3

(アジア) インド、インドネシア、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、モルディブ

(北米) カナダ、米国

(中南米) アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ドミニカ共和国、チリ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、ベネズエラ、ブラジル、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

(欧州) アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、サンマリノ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア

(中東) アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、パレスチナ、バーレーン、ヨルダン、レバノン

(アフリカ) アルジェリア、エスワティニ、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コモロ、コートジボワール、コンゴ共和国、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、スーダン、セネガル、ジブチ、赤道ギニア、ソマリア、中央アフリカ、ナミビア、ボツワナ、マダガスカル、南アフリカ、モーリシャス、モーリタニア、モロッコ、リビア、リベリア

また、感染症危険レベル2とされている地域への不要不急の渡航は止めてください。

●感染症危険レベル2

感染症レベル3の地域を除く全世界

○日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限について

(外務省・海外安全HP)

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【症状がある場合の取扱い等】

4 海外からの帰国・入国の有無を問わず、本学すべての役職員・学生が対象

(1) 発熱等の風邪症状が見られる場合は、kikikanri@ml.jaist.ac.jpに連絡し、その指示に従うこと。この場合、毎日、体温を測定し、記録しておくこと。また、外出を控えること。

(2) かかりつけ医又は「県発熱患者等受診相談センター」への相談

①以下のいずれかに該当する場合は、かかりつけ医又は「県発熱患者等受診相談センター」にすぐに相談すること。なお、以下は、相談・受診する目安です。これまでどおり、検査については医師が個別に判断します。

県発熱患者等受診相談センター

電話 0120-540-004 (土日祝日も含めて 24 時間対応)

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい疾患等を持つ者（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合
- ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない者も同様です。)

②かかりつけ医又は「県発熱患者等受診相談センター」に相談の結果、新型コロナウイルスの疑いがある場合は、受診の指示があるので、その指示に従い当該医療機関のみを受診すること（複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例があるので、複数の医療機関を受診することは控えること）

③受診の際にはマスクの着用、手洗い、咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻を押さえる。）を徹底した上で自家用車等を利用すること。

④受診後、kikikanri@ml.jaist.ac.jpに受診結果を連絡すること。

(3) 妊婦においては、念のために、①の重症化しやすい疾患等を持つ者(※)と同様に、早めにかかりつけ医又は「県発熱患者等受診相談センター」に相談すること。

(4) 小児については、小児科医による診察が望ましく、かかりつけ小児医療機関又は「県発熱患者等受診相談センター」に電話等で相談してください。

5 海外在住時の取扱い

海外において発熱(37.5℃以上)や呼吸器症状(せき、痰、呼吸困難などの症状)の症状があった役職員・学生は、現地医療機関で受診するとともに、その受診結果(診断書があれば、原文及び英語訳したもの)を kikikanri@ml.jaist.ac.jp に連絡すること。

6 海外から日本に帰国・入国する際の取扱い

(1) すべての役職員・学生は、海外で滞在した地域、日本への帰国・入国日、帰国・入国時点での健康状態(発熱、呼吸器症状(せき、痰、呼吸困難などの症状)の有無、解熱剤又は咳止めの服用の有無)について、kikikanri@ml.jaist.ac.jp に連絡すること。

(2) 空港の検疫所において、質問票の記入、体温の測定、症状の確認などが求められるので、必ず日本に帰国・入国時に発熱(37.5℃以上)や呼吸器症状(せき、痰、呼吸困難などの症状)の症状がある場合には、必ず空港等の検疫官に自己申告を行うとともに、その指示に従うこと。

また、(1)の報告にあわせ kikikanri@ml.jaist.ac.jp にその旨連絡すること。